

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

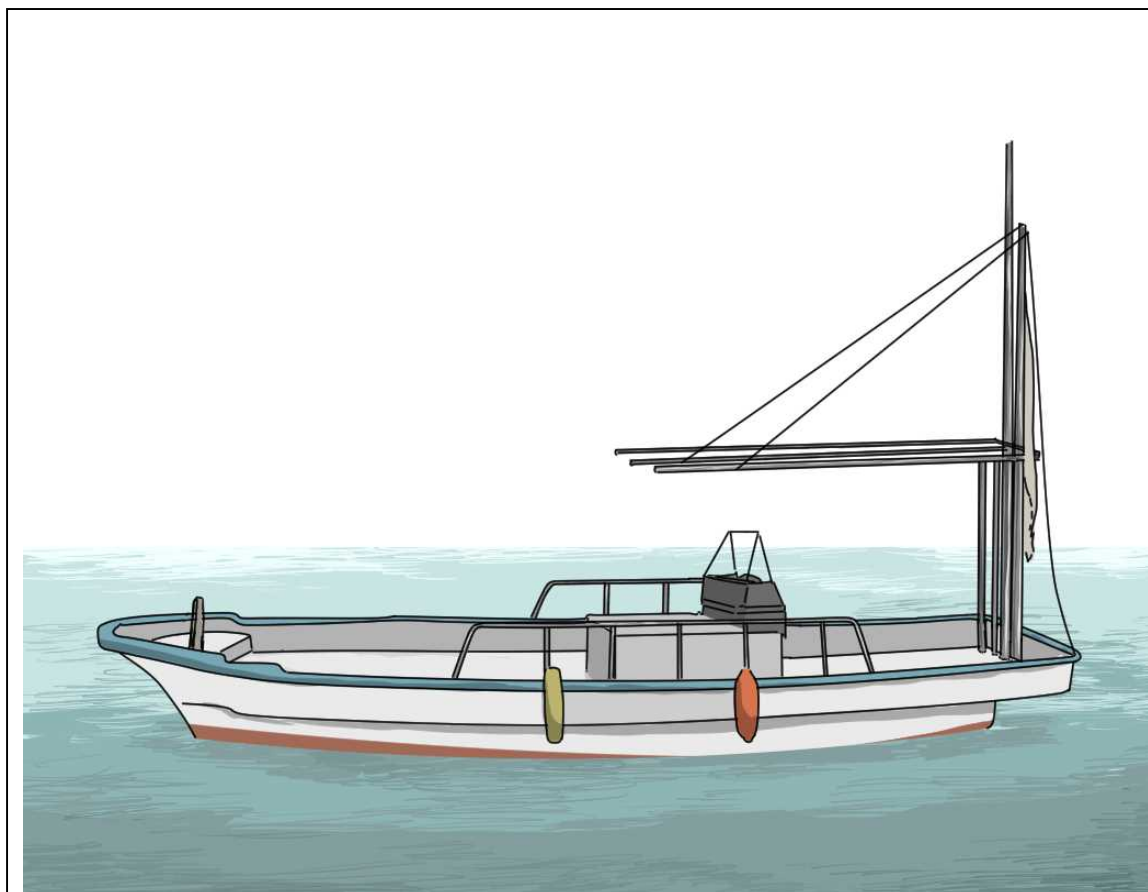
委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成31年3月25日 13時30分ごろ～17時00分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（愛媛県伊方町見舞埼北方沖） |
| 事故の概要 | 漁船茂丸は、一本釣り漁の操作中、船長が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 平成31年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 茂丸、0.7トン EH3-55346（漁船登録番号）、個人所有 6.80m (Lr) × 1.65m × 0.45m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和60年4月8日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年7月23日 免許証交付日 平成29年7月23日 (令和4年11月13日まで有効) |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 不詳、風速 2m/s 以下、気温 約10℃ 海象：海上 平穏、水温 約14℃ |
| 事故の経過 | 本船は、船長が、平成31年3月25日13時30分ごろ自宅を車で出て、約5分の距離にある伊方町松漁港まで行き、一本釣り漁を行うため、1人で乗り組み、同港を出港した。 船長の家族は、船長がいつもは遅くとも18時30分ごろには帰港するのに帰ってこないのので、近所に住む船長の親族を通して20時53分ごろ海上保安庁に連絡した。 海上保安庁は、巡視船による捜査を行い、23時27分ごろ見舞埼北方沖で本船を、本船の舵付近の海中で右手に釣り糸が巻き付いた状態の船長を発見した。 船長は、警察署に搬送された後、医師により死亡が確認されて、溺 |

| | |
|---|--|
| | <p>水と検案された。</p> <p>(付図1 本船(イメージ)、付図2 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、ふだんから救命胴衣を着用しておらず、発見時も同様であった。</p> <p>船長は、ふだんから携帯電話を所持していなかった。</p> <p>船長は、発見時に外傷はなく、医師により死亡推定時刻が17時00分ごろと検案された。</p> <p>本船は、主機のクラッチの位置が中立のアイドリング状態で発見され、船体には、衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>本船の船内のいけすには、数匹の魚が残されていた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が13時30分ごろ自宅を出たのを確認された後、海上で発見されてから医師が検案を行った結果、死亡推定時刻が17時00分ごろとされたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、発見された際、右手に釣り糸が巻き付いた状態で、また、船内のいけすには魚が残されていたことから、一本釣り漁の作業中に落水して溺水したものと推定されるが、目撃者もおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、見舞埼北方沖の漁場において、一本釣り漁の作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に乗船するときは、救命胴衣を着用すること。 ・ 防水型の携帯電話を所持するなどして、連絡手段を確保することが望ましい。 |

付図1 本船（イメージ）



付図2 事故発生場所概略図

